

施 工 条 件 の 明 示

工事名 新田南北245号線側溝布設替工事

明 示 関 係	明 示 事 項
工 程 関 係	・ 施工に当たっては連絡を密に行い実施すること。 ・ 施工計画書には実施工程表を添付すること。 ・ 工事の主要な段階には監督員に報告し、段階確認を行うこと。 ・ 着工前に現地測量を実施し、監督員と協議した後施工すること。
用 地 関 係	・ 官民境界を確認のうえ施工し、境界杭は必ず復元し施工後も確認出来る様にする。
公 害 対 策 関 係	・ 太田市環境基本方針に基づき、環境に配慮を行うこと。また、現場内ではゴミの分別収集を徹底し周辺の整理・整頓・清掃に努めること。
安 全 対 策 関 係	・ 工事施工に際し、現場に即した安全教育・訓練等を実施し、その都度監督員に報告すること。 ・ 作業中はもちろんのこと、土日、休日、夜間等、作業を行わない時にも、工事標示板・防護施設等必要な標示施設の設置を行い、通行人及び作業員の安全を確保すること。 ・ 交通誘導警備員は延べ20人日で設計している。迂回路等の安全計画を立て、通行に支障がない様に計画し、監督員と協議すること。 ・ 構造物（ブロック塀等）付近の掘削を行う際、転倒及び破損等することがないように安全かつ慎重丁寧に施工すること。また必要に応じ、転倒防止対策を施すこと。
工 事 用 道 路 関 係	・ 工事用道路として使用する市道・私道については、公害防止に努め、補修・清掃が必要となった場合は、速やかに対応すること。
仮 設 備 関 係	・ なし
残 土 ・ 産 業 廃 棄 物 関 係	・ 簡易センサス対象工事についてはCOBRIS（コブリス）又はCREDAS（クレダス）にて登録又は入力し、監督員と協議の上必要となる電子データおよび出力表を監督員に提出すること。 ・ 本工事による、アスファルト廃材（運搬距離6.5kmを想定）、コンクリート廃材（運搬距離10.9km）については、監督員と処分地を協議のうえ、搬出先を選定するものとする。発生土について、別紙基準を満たす場合、路床埋戻しに利用する。なお、利用基準に満たない場合は指定処分（運搬距離7.5km）とする。 ・ 上記廃棄物の処分に際し、現場積込時と荷下時の因果関係がわかる写真（運搬車両のナンバーが判明できる写真）を撮影のこと。 ・ アスファルト舗装の切断時に発生する濁水の処分先については、運搬距離14.0kmで想定している。なお、ドラム缶に入れ適切に処分を行うこと。 ・ その他の廃材が発生した場合には監督員と協議すること。
工 事 支 障 物 件 関 係	・ 施工中、地下埋設物等により支障が生じた場合については、速やかに監督員と協議すること。
再 生 資 源 の 利 用 関 係	・ 設計図書内表示のとおり再生材を使用すること。ただし、やむを得ない事情により再生材を使用できない場合は、監督員と協議すること。
アルカリ骨材反応対策	・ なし
排出ガス対策型建設機械関係	・ 建設機械については排出ガス対策型・低騒音対策の機械を使用することとし、証明できる写真を撮影すること。
情報セキュリティ関係	・ 太田市情報セキュリティ基本方針に基づき、個人情報の漏洩等に注意を払い施工にあたること。また、この契約の履行により知り得た個人情報については第三者に漏らしてはならない。なお本契約終了後も同様とする。
そ の 他	・ 群馬県土木工事標準仕様書に従うこと。 ・ 本工事の実施にあたり設計図書等に疑義を生じた場合は、その都度監督員と工事打合せ書にて協議を行い必ず監督員の承諾の上、進めること。（未承諾で施工した部分は、やり直しの対象となる場合がある。） ・ 工事用資材、建設機械等の運搬に際しては過積載、さし枠等の不法改造を行わないこと。また、資機材を受け取らないこと。 ・ 工事カルテ、建退共等の書類は請負金額に応じて提出すること。 ・ 苦情要望があった場合は丁寧に対応し、速やかに監督員へ報告し対応すること。 ・ 着工前に通知を作成し、監督員と協議後、速やかに近隣関係者への周知徹底を図ること。また、隣接する住宅等の出入りについて、十分配慮し施工すること。 ・ 管理写真の黒板に日付を記入し撮影すること。

